

(仮称) 盛岡都市圏地域公共交通計画の策定について

1 計画策定の期間

令和5～6年度の2年間（1年目：調査分析等、2年目：計画策定）

令和7年3月の策定予定

2 計画の期間

5年間（令和7年4月～令和12年3月）

3 計画策定に関する業務委託について

令和5年度は、地域公共交通の現状整理や利用者ニーズの把握、移動特性の分析による課題抽出など、盛岡都市圏地域公共計画の策定に向けた必要な情報を収集・整理するため、専門的な知見を有する事業者等に関連業務を委託する。（令和6年度も、別途、業務委託を行う。）

また、業務委託に実施にあたり国庫補助を受ける際は、補助対象事業者は、活性化再生法の法定協議会である「盛岡都市圏地域公共交通会議」（以下、「交通会議」という。）となる。

※交通会議がコンサル等と契約して事業を実施する。

※補助金の支払先口座も、交通会議の口座となる。

4 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式を実施し、事業者を選定する。

【プロポーザル方式】

- ・業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル（提案書）を審査し、最も適切な企画力、技術力、創造性、専門性、実績などを持つ事業者を選定する方法。
- ・選定した事業者と提案について協議した上で仕様書を作成し、協議が調えば随意契約を行う。

5 審査方法

プロポーザルの審査に当たっては、提案内容を適正に評価し、公正を期すため、審査会を設置し、当該委員（本業務において連携を要する関係機関の職員等複数名）により、別に定める審査基準に従い、審査する。

なお、業務委託仕様書、審査基準の策定等の業務委託契約に向けた諸手続については、審査会に一任することとし、業務委託契約が締結された際には速やかに交通会議に報告する。